

保険金のご請求手続き

保険金請求方法

親切・丁寧にアドバイスいたします!

傷害(けがの補償)の場合

次の内容を王子製紙保険サービスの各拠点へご連絡ください。(連絡先はパンフレット裏面をご確認ください)

いつ どこで 誰が どのように どうされたか

王子製紙保険サービスからご自宅もしくは、職場へ「保険金請求書」をお届けします。

けがが治ったら、次の書類をお送りください。
書類はご請求金額により異なります。 ※場合によっては追加の書類等をいただくことになります。

ご請求金額が10万円以下の場合(手術保険金を含めない金額)

保険金請求書(入院・通院状況などを自己申告)
場合によって、以下が必要となります
【入通院保険金請求時】入通院期間が記載された領収書等
【手術保険金請求時】診療明細書等

ご請求金額が10万円超の場合

①保険金請求書 ②診断書等(診断書等のとりつけ費用はお客様ご自身の負担となります)

傷害(けがの補償)以外の場合:事故内容により手続きが異なります。
お取り付け(ご提出)いただく書類が異なります。

事故発生

お電話
ください

お手元に書類が
届きます

書類を
ご送付ください

手続き完了

ご請求までの流れ

こんなに
お役に立って
います!

王子グループ内の
お支払い実績

年度	お支払い実績	お支払い保険金
2017年度	1,020件	約84,416千円
2018年度	1,148件	約72,604千円
2019年度	1,003件	約59,155千円

※2021年1月時点のお支払い実績です。

お問い合わせ先・事故時の連絡先

代理店

王子製紙保険サービス株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-8 TEL:03-3546-7911 受付時間:平日9:00~17:00

●北海道支店

・苫小牧営業所 TEL:0144-32-5332 FAX:0144-32-3830
・札幌営業所 TEL:011-818-3100 FAX:011-818-3200
・釧路営業所 TEL:0154-57-9066 FAX:0154-57-9133

●名古屋支店

・春日井営業所 TEL:0568-81-9889 FAX:0568-82-6363
・中津営業所 TEL:0573-66-1549 FAX:0573-66-1599

●関西支店

・京都営業所 TEL:075-671-8033 FAX:075-671-8066
・神崎営業所 TEL:06-6487-1090 FAX:06-6487-1091

・富士営業所 TEL:0545-63-3000 FAX:0545-61-8980
・富岡営業所 TEL:0884-23-6111 FAX:0884-23-6119
・米子営業所 TEL:0859-27-9166 FAX:0859-27-3152
・呉営業所 TEL:0823-74-8715 FAX:0823-72-7675
・大分営業所 TEL:097-528-8705 FAX:097-528-8687
・日南営業所 TEL:0987-31-1361 FAX:0987-31-1361

※支店・営業所で連絡が取れない場合は
本社へご連絡ください。

引受
保険会社
(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社 担当課 本店営業第四部営業第一課

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL:03-3285-1239 受付時間:平日9:00~17:00

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社等については、「重要事項説明書」をご確認ください。
なお、医療補償・介護補償については、東京海上日動単独の引受となります。

20-T05940 2021年2月作成

王子グループの皆様へ

王子グループ「おまもり王子」は新型コロナウイルス感染症に対応した商品です。

2021年度版

団体総合生活保険

おまもり王子

「おまもり王子」は王子グループの団体総合生活保険のペットネームです。



不安な
今だからこそ
保険であなたを
おまもりします

お問い合わせ
はこちらから



保険期間 2021年6月25日 午後4時 → 2022年6月25日 午後4時までの1年間

※期中での中途加入も可能です。

本制度は自動継続です

今回の募集において、加入依頼書のご提出がない場合は、自動更新となりますので、加入依頼書記載の更新タイプ、補償内容等について必ずご確認ください。

※ご加入タイプ変更等のご希望がない方は、加入依頼書のご提出は不要です。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・主な変更点はP.21をご確認ください。

この保険は、王子ホールディングスを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として王子ホールディングスが有します。このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

封筒及びパンフレットは王子グループの紙を使用しております。

病気・けがプラン

病気プラン

けがプラン

自転車プラン

介護(時金)プラン

ゴルフプラン

その他日常生活の補償



王子グループ「おまもり王子」の特徴

Point① 新型コロナウイルス感染症にも対応!

「病気・けがプラン」「病気プラン」では、新型コロナウイルス感染症により入院した場合に、保険金をお支払いします!

Point② 妊娠中でもご加入可能!

現在妊娠中であってもご加入は可能です。(ただし、通常分娩は保険金お支払いの対象外となります。)

Point③ 割引が適用された割安な保険料!

団体割引25%、損害率による割引15%*が適用されます。
*傷害補償の天災危険補償特約保険料には、損害率による割引は適用されません。

Point④ ご退職後もご継続可能!

加入内容に変更のない場合、新たに病状等を告知いただくことなく、ご退職後も同じ補償内容でご継続いただくことができます。
*ご退職後は、口座振替でのご契約継続となります。

Point⑤ 自転車利用者必見!

自転車事故による損害額は極めて大きくなる場合があります!
(ご参考)自転車事故の高額賠償判決例

判決	東京地裁2007年4月11日判決	神戸地裁2013年7月4日判決
賠償命令額(概算額)	5438万円	9520万円
概要	信号無視した男性の自転車が、青信号の横断歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。	当時小学5年生の子供が乗るマウンテンバイクが散歩中の女性(当時62歳)に正面衝突。女性は寝たきり状態となる。



急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合は、傷害補償で補償されます。

相手に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合は、個人賠償責任補償で補償されます。

※保険の対象となる方またはその家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約される時等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

ご注意ください!

- 保険の対象となる方またはそのご家族が、同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。詳細は取扱い代理店へお問い合わせください。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入条件

※「旧1年医療コース」A・Bタイプ・病気プランS3(更新のみ)につきましては、19ページをご参照ください。

[ご加入できる方]

	右記以外のタイプ	Y・YM、Z、J3タイプ
①王子ホールディングス株式会社およびその系列会社*1の役員・従業員	○	○
②上記①の家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○
	上記①と同居されているご親族の方	×

ただし、医療補償、介護補償については、下記年齢条件があります。

年齢*2	
医療：満1歳以上満70歳以下(更新は満80歳以下)	介護：満5歳以上84歳以下

それぞれの基本補償および加入タイプにより、ご加入いただける型は下記のとおりとなります。

基本補償	右記以外のタイプ	Y・YM、Z、J3タイプ
医療補償	個人型	—
介護補償	個人型	—
傷害補償	個人型	家族型
携行品補償	家族型	—
個人賠償責任	家族型	—
ゴルフ用個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用	個人型	—

保険の対象となる方は下記のとおりです。

	個人型	家族型
ご本人*3	○	○
ご本人*3の配偶者	—	○
ご本人*3またはその配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*3またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※個人賠償責任において、ご本人*3が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- *1 対象となる系列会社につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - *2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。
 - *3 下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
- (1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
 a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)、
 b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含まません。)
- (3) 未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

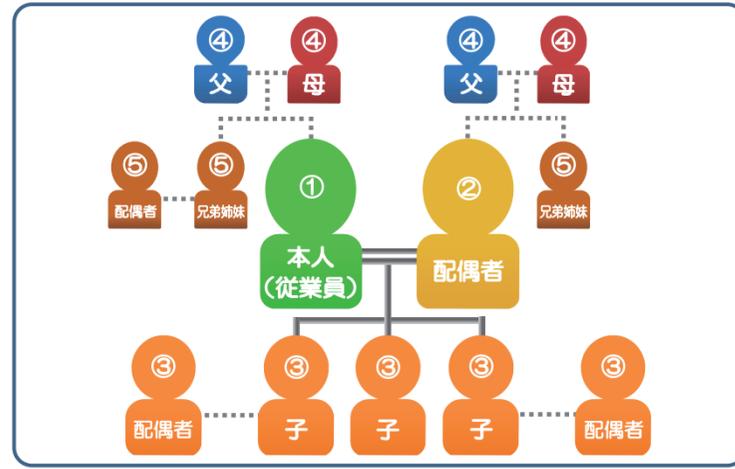
■ご加入いただける方の範囲(被保険者本人の範囲)

王子グループの①「従業員ご本人」およびその「家族」

「家族」とは、従業員ご本人の②「配偶者」・③「子ども」・④「両親」・⑤「兄弟姉妹」をいいます(姻族を含み、同居・扶養の制限はありません)

※ご本人の加入有無にかかわらず、「家族」だけが加入いただくことも可能です。
 ※上記の他、「同居している親族」も対象とすることができます。
 ただし家族型タイプ(Y・YM・Z・J3タイプ)を除きます。

※「加入依頼書」の「被保険者本人の氏名欄」に記載できる方の範囲となります。



加入依頼書記入例

新規ご加入のお手続き

- 1 本パンフレットの「補償内容」、「加入タイプ一覧表」、「補償の概要等」、「重要事項説明書」等をご確認いただき、ご加入される補償内容や保険の対象となる方をご検討ください。
- 2 加入依頼書に、住所・氏名・生年月日等の必要事項を右記および加入依頼書記載のD「ご加入に際して」をご参照のうえ、ご記入・ご署名ください。
- 3 **病気・けがプラン・病気プラン・介護プランにご加入の方のみ**
健康状態告知が必要で、C「健康状態告知書」をご確認の上、E 加入依頼書にご記入・ご署名ください。
※告知いただいた内容により、お引受けをお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。
- 4 加入依頼書 E・F・G (保険会社提出用、代理店写) 計3枚をご提出ください。

更新ご加入のお手続き

- 1 加入内容に変更のない場合、自動更新になります。加入依頼書をご提出いただく必要はございません。
- 2 加入依頼書の記載事項等に記載漏れ・記載誤りや、補償の追加・変更等がある場合は、加入依頼書表紙記載の【ご加入手続きの手順】をご参照のうえ、追記・訂正ください。
- 3 **病気・けがプラン・病気プラン・介護プランに新たにご加入される方、病気・けがプラン・病気プランの補償内容をアップされる方のみ**
健康状態告知が必要です。記入要領は上記 3 およびご記入イメージをご参照ください。
- 4 上記 2 3 の場合は、加入依頼書 E・F・G (保険会社提出用、代理店写) 計3枚を、ご提出ください。



お手元の加入依頼書に記入して、ご提出ください

締切日 **5月21日(金)必着**

- 1 必ずご記入・ご署名をお願いします。
- 2 加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】:「ご住所」、「お名前」の「カナ・漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。
※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。
- 3 フルネームの自署をお願いします。
- 4 「ご希望のお手続き」に○をしてください。
- 5 保険の対象となる方【被保険者】
「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」:
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→各項目をご記入ください。
- 6 保険の対象となる方【被保険者】
「本人のご住所」:
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「本人のご住所」のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→「本人のご住所」をご記入ください。
- 7 「加入者からみた続柄」:
「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。
「★他の保険契約等」:
該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。
- 8 「★職業・職務」:
「職業・職務コード」表より該当するコードをご記入ください。
「職種級別」:
パンフレット等でご確認ください。
- 9 ご加入いただく「タイプ」をご記入ください。
- 10 「被保険者・1回分保険料」:
被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
「加入者・1回分合計保険料」:
加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。

E 「おまもり王子」加入依頼書 東京海上日動火災保険株式会社 保険会社提出用

1 1 2 3 4 5

6 7 8 9 10

A B

11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

【加入者からみた続柄】

続柄コード	続柄
01	本人
02	配偶者
03	父母
04	子
05	兄弟姉妹
06	祖父母
07	孫
08	その他親族
10	雇用主(法人)
11	雇用主(個人事業主)
12	従業員
99	その他

【★職業・職務】

職業・職務コード	職業・職務
010	事務職
020	営業職
030	自動車運転者
040	運輸従業者
050	金属製造加工作業者
060	建設従業者
070	家事従業者
080	学生
090	無職者
990	その他

【職種級別】

職種級別コード	職種級別
010	事務職
020	営業職
030	自動車運転者
040	運輸従業者
050	金属製造加工作業者
060	建設従業者
070	家事従業者
080	学生
090	無職者
990	その他

【傷害補償】

職業・職務コード	職業・職務
010	事務職
020	営業職
030	自動車運転者
040	運輸従業者
050	金属製造加工作業者
060	建設従業者
070	家事従業者
080	学生
090	無職者
990	その他

A 【新規ご加入の方】
保険の対象となる方(ご本人)のお名前・生年月日・性別・他の保険契約等・ご加入いただくタイプ等をご記入ください。記入を誤った場合は二重線で抹消のうえご加入者の訂正印をお願いします。

【更新の方】
記載誤りがある場合:
印字内容を二重線で抹消のうえ、正しい内容を余白にご記入ください。
補償内容を変更する場合:
印字内容を二重線で抹消のうえ、今回ご加入いただくタイプ名をご記入ください。

B <告知>
【病気・けがプラン・介護プランおよび病気プランに新たにご加入の方、補償内容をアップされる方】のみ
C「健康状態告知書」をご確認のうえ、E「加入依頼書」にご署名ください。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。
*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時点で、告知書記載の質問すべての回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合は、更新前契約と同条件での更新となります。）。
※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合は、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。***
告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

- *1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
- *2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA～Cのいずれかになります（がん補償・介護補償については、AまたはCになります。）。

A お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。
B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。
C 今回はお引受けできません。

過去に病気やケガをしたことがあったら、契約がどうなるのかわからない。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合があります。**

1年間に…

告知内容を確認させていただきます。

告知いただく内容例*3は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（がん補償のみ）

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。



健康状態告知書

医療補償にご加入の方

介護補償にご加入の方

質問 1 ●告知日(ご記入日)より過去3か月以内に入院をしたこと、または手術を受けたことはありませんか。
●現在入院または手術の予定(医師からすすめられている場合を含みます)はありませんか。

質問 2 ●告知日(ご記入日)より過去2年以内に【A表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気・症状のため医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありませんか。

質問 3 ●告知日(ご記入日)より過去2年以内に【B表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【B表】の病気・症状のため医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありませんか。(「あり」の場合には、A～Eのうち該当するもの全てに○をつけてください。)

【A表】お引受けできない病気・症状

悪性新生物	・がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ・上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)
循環器系の病気・症状	・脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ・心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症を含む) ・動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)
消化器系の病気・症状	・胃潰瘍 ・十二指腸潰瘍 ・肝炎(A型肝炎をのぞく) ・肝硬変 ・慢性肝炎
呼吸器系の病気・症状	・ぜんそく(気管支喘息)(アトピー性喘息、アレルギー性喘息、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合) ・慢性気管支炎 ・肺炎
泌尿生殖器系の病気・症状	・腎不全 ・腎硬化症 ・慢性腎炎 ・ネフローゼ
眼の病気・症状	・眼底出血 ・網膜の病気
その他の病気・症状	・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む) ・結核 ・免疫不全症 ・メニエール病 ・認知症(アルツハイマー病を含む) ・精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ・脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ・膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ・厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方) ・厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

【B表】条件付でお引受けできる病気・症状

A	高血圧症、脳質異常症(高脂血症)
イ	白内障、緑内障
ウ	脊椎、背骨および椎間板の障害(椎間板ヘルニア、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む)
エ	前立腺肥大、子宮筋腫

【C表】補償対象外となる病気・症状*1

A	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ	白内障、緑内障(質問3で告知いただいた内容が片側だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

*1 主治医が上記の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。
*2 心房細動は補償の対象となります。

お引受けすることができますが、質問3で、○をつけたA～Eに対応する【C表】の病気・症状が補償対象外(特定疾病等不担保特約セット)となります。

お引受けできません。回答をご記入のうえご署名ください。

上記にご同意いただける場合は、お引受けできます。回答をご記入のうえご署名ください。

介護補償にご加入の方

質問 1 ●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありませんか。
●現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着脱」「店での買い物」「公共の交通機関を利用しての外出」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要としますか。
●告知日(ご記入日)より過去2年以内に高血圧症もしくは脂質異常症(高脂血症)により入院をしたこと、【D表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【D表】の病気・症状のため医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありませんか。
(注)検査結果が異常な場合は「なし」となります。

【D表】お引受けできない病気・症状

・がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む、上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)を除く)
・心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症を含む)
・脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む)
・肝硬変 ・慢性肝炎 ・慢性気管支炎 ・肺炎 ・慢性腎炎
・腎不全 ・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む)
・白内障(手術を行った場合を除く) ・緑内障 ・両眼の失明・加齢黄斑変性症 ・精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)
・脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む)
・認知症(アルツハイマー病を含む)
・膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ・(骨折歴を伴う)骨折しう症
・関節炎(リウマチ性、変形性) ・厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)
・転倒による骨折 ※転倒による骨折とは、例えば歩行中や階段の昇り降りにおいてご自身で転倒したものを指します。

お引受けできます。回答をご記入のうえご署名*3ください。

申し訳ございませんが、お引受けできません。

*3 ご署名欄下の注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

続柄 該当の2桁コードをご記入ください。

加入者・被保険者本人から見た続柄<2桁コード一覧>					
01	本人	03	父母	05	兄弟姉妹
02	配偶者	04	子	06	祖父母
07	孫	08	その他親族	10	雇用主(法人)
11	雇用主(個人事業主)	12	従業員	99	その他

★他の保険契約等 他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には○をし、「加入依頼書」裏面に詳細をご記入ください。

☆職業・職務(3桁コード一覧)、職種級別、基本級別 傷害補償・所得補償にご加入の場合にご記入ください。
※ただし、傷害補償に「交通事故のみ特約」「ゴルフ中のみ特約」をセットしている場合は記入不要です。

職業・職務<3桁コード一覧>					
010	事務職	030	自動車運転者	050	金属製造加工作業員
070	家事従事者	090	無職者	020	営業職
040	運輸従事者	060	建設作業員	080	学生
990	その他	〔「加入依頼書」裏面の記入欄に具体的に ご記入ください〕			

王子グループ「おまもり王子」のしくみ

病気・けがプラン

入院 病気やけがで入院*1をしたとき	手術放射線治療 病気やけがで手術*2や、放射線治療*3をしたとき	成人病入院・手術放射線治療 がん、糖尿病や心疾患等、所定の成人病で入院*1や手術*2、放射線治療*3をしたとき
退院後通院 病気やけが(R1 R2 R10 R20)タイプは病気のみで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したとき(※3)	総合先進医療 病気やけがで先進医療を受けたとき(※1、※2) 総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。	ケガ通院 ケガで通院したとき

保険料は9-10ページへ

病気プラン

病気入院 病気で入院*1したとき	病気手術 病気で手術したとき*2	放射線治療 病気やけがで放射線治療*3を受けたとき
成人病入院・手術放射線治療 がん、糖尿病や心疾患等、所定の成人病で入院*1、手術*2、放射線治療*3をしたとき	退院後通院 病気で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したとき(※3)	総合先進医療 病気やけがで先進医療を受けたとき(※1、※2) 総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。
女性タイプ	女性入院 一般に女性が罹患しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器のがん等)や、糖尿病等の所定の病気で入院*1したり、病気やけがのため乳房切除術等所定の手術を受けたとき	女性形成治療  病気で入院した

保険料は11-12ページへ

けがプラン

死亡・後遺障害 けがで死亡されたり、後遺障害が生じたとき	入院・通院手術 けがで入院*4、手術*5、通院*6をしたとき
--	--

 自動車にはねられたとき
 階段を踏み外してけがをした

保険料は13ページへ

自転車プラン

死亡・後遺障害 交通事故等によるけがで死亡されたり、後遺障害が生じたとき	個人賠償責任 *7	入院・通院手術 交通事故等によるけがで入院*4、手術*5、通院*6をしたとき
--	---------------------	--


自転車運転中にケガをした

保険料は14ページへ

介護(一時金)プラン

介護  介護が必要になった時、急な出費に備える補償	
---	---

保険料は15-16ページへ

ゴルフプラン

けがと賠償責任の補償	ゴルフ用品の補償	ホールインワンの補償  ゴルフで人にけがをさせたとき。
-------------------	-----------------	---

詳しくは17ページへ

その他日常生活の補償

携行品損害	個人賠償責任 *7	 旅行先で誤ってカメラを損壊	 高価な品を壊してしまった
--------------	---------------------	--	---

保険料は18ページへ

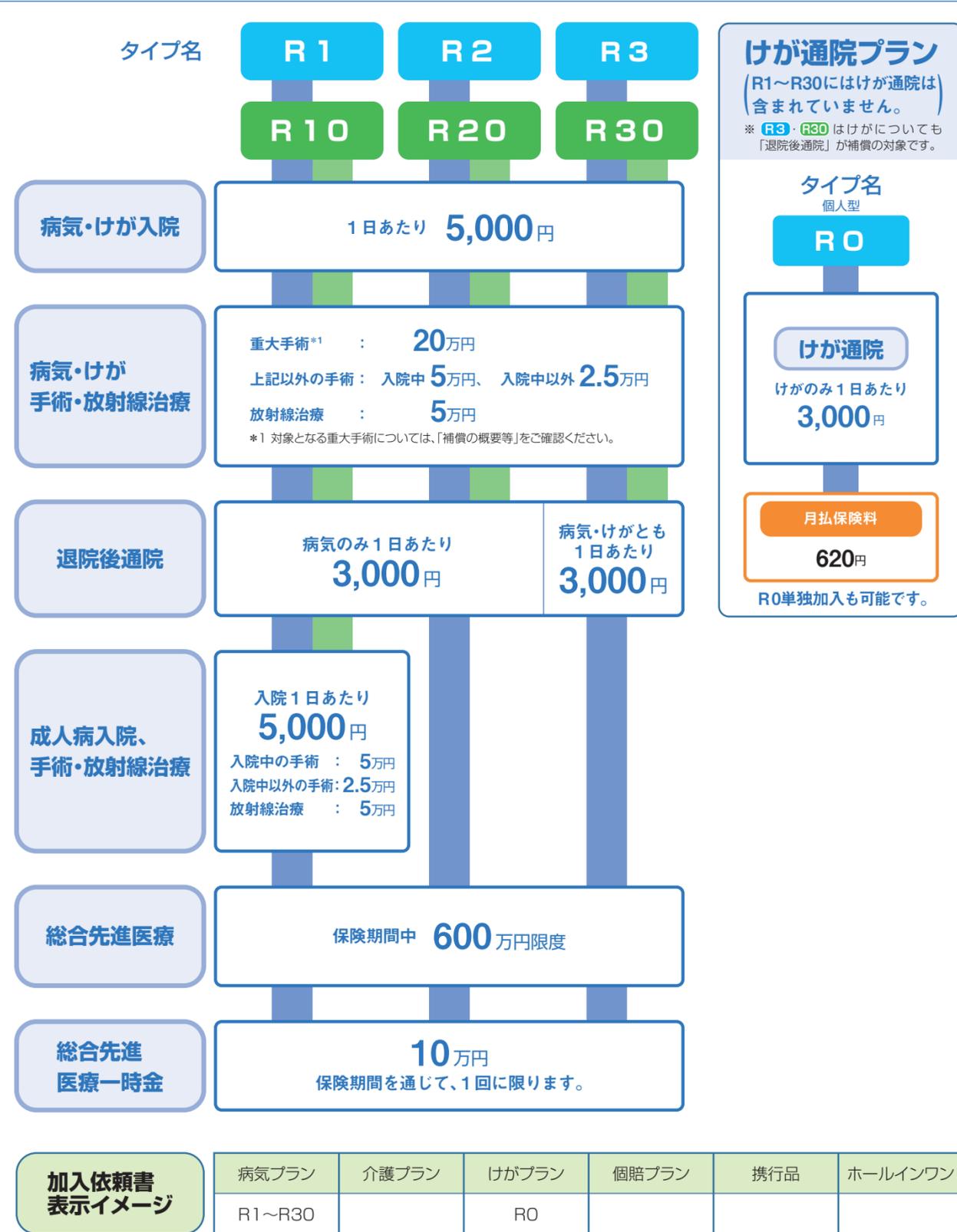
*1 1回の入院について360日を限度とします。
 *2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)や抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
 *3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
 *4 事故の日から180日以内に入院を開始したときに保険金をお支払いします。事故の日から365日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について365日を限度とします。
 *5 事故の日から365日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 *6 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
 *7 日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にけが等をさせたり、他人の財物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負ったとき
 ※1 1口のみ加入(重複加入不可)。
 ※2 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
 ※3 1回の入院後の通院について90日を限度とします。

病気・けがプラン(医療補償・傷害補償)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対応

保険期間: 1年 団体割引: 25%
損害率による割引: 15%



けが通院プラン
(R1~R30にはけが通院は含まれていません。)
* R3・R30はけがについても「退院後通院」が補償の対象です。

タイプ名 個人型 **R0**

けが通院
けがのみ1日あたり **3,000円**

月払保険料 **620円**
R0単独加入も可能です。

個人型 月払保険料 R1~R3は1口全体で2口限度

年齢	総合先進医療あり			総合先進医療なし		
	R1	R2	R3	R10	R20	R30
1歳~4歳	640円	620円	660円	580円	560円	600円
5歳~9歳	540円	520円	560円	480円	460円	500円
10歳~14歳	510円	490円	530円	450円	430円	470円
15歳~19歳	580円	550円	590円	520円	490円	530円
20歳~24歳	720円	690円	730円	660円	630円	670円
25歳~29歳	790円	730円	770円	730円	670円	710円
30歳~34歳	860円	770円	810円	800円	710円	750円
35歳~39歳	950円	820円	860円	890円	760円	800円
40歳~44歳	1,110円	930円	970円	1,050円	870円	910円
45歳~49歳	1,480円	1,190円	1,230円	1,420円	1,130円	1,170円
50歳~54歳	1,910円	1,470円	1,510円	1,850円	1,410円	1,450円
55歳~59歳	2,720円	2,010円	2,050円	2,660円	1,950円	1,990円
60歳~64歳	3,940円	2,870円	2,910円	3,880円	2,810円	2,850円
65歳~69歳	5,540円	3,940円	3,980円	5,480円	3,880円	3,920円
70歳~74歳	7,910円	5,580円	5,620円	7,850円	5,520円	5,560円
75歳~79歳	10,320円	7,250円	7,290円	10,260円	7,190円	7,230円
80歳	13,320円	9,160円	9,200円	13,260円	9,100円	9,140円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。
 ※R0タイプの保険料は保険の対象となる方の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造業者)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

病気プラン(医療補償)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対応

保険期間: 1年 団体割引: 25% 損害率による割引: 15%

けがの入院・通院等は補償されません。けがの補償は病気・けがプラン/けがプランをご参照ください。

タイプ名	S1	S2	W(女性のみ)			
	S10	S20	WO(女性のみ)			
病気入院	1日あたり 5,000円		1日あたり 3,000円			
病気手術、放射線治療	重大手術*1 : 20万円 上記以外の手術: 入院中 5万円 入院中以外 : 2.5万円 放射線治療 : 5万円		重大手術*1 : 12万円 上記以外の手術: 入院中 3万円 放射線治療 : 1.5万円 放射線治療 : 3万円			
退院後通院	病気のみ1日あたり 3,000円		病気のみ1日あたり 2,000円			
成人病入院、手術、放射線治療	入院1日あたり 5,000円 入院中の手術: 5万円 入院中以外の手術: 2.5万円 放射線治療 : 5万円					
女性入院、女性形成治療			入院1日あたり 3,000円 手術の種類により: 6万円、12万円			
総合先進医療	保険期間中 600万円限度					
総合先進医療一時金	10万円 保険期間を通じて、1回に限ります。					
加入依頼書表示イメージ	病気プラン	介護プラン	けがプラン	個賠プラン	携行品	ホールインワン
	S1~W0					

年齢	個人型			S1,S2,Wは1口全体で2口限度		
	男女共通	女性のみ	男女共通	女性のみ	男女共通	女性のみ
	S1	S2	W	S10	S20	W0
	総合先進医療あり			総合先進医療なし		
1歳~4歳	470円	450円	340円	410円	390円	280円
5歳~9歳	370円	350円	280円	310円	290円	220円
10歳~14歳	340円	320円	260円	280円	260円	200円
15歳~19歳	410円	380円	310円	350円	320円	250円
20歳~24歳	550円	520円	470円	490円	460円	410円
25歳~29歳	620円	560円	570円	560円	500円	510円
30歳~34歳	690円	600円	630円	630円	540円	570円
35歳~39歳	780円	650円	620円	720円	590円	560円
40歳~44歳	940円	760円	690円	880円	700円	630円
45歳~49歳	1,310円	1,020円	920円	1,250円	960円	860円
50歳~54歳	1,740円	1,300円	1,180円	1,680円	1,240円	1,120円
55歳~59歳	2,550円	1,840円	1,630円	2,490円	1,780円	1,570円
60歳~64歳	3,770円	2,700円	2,360円	3,710円	2,640円	2,300円
65歳~69歳	5,370円	3,770円	3,340円	5,310円	3,710円	3,280円
70歳~74歳	7,740円	5,410円	4,990円	7,680円	5,350円	4,930円
75歳~79歳	10,150円	7,080円	6,920円	10,090円	7,020円	6,860円
80歳	13,150円	8,990円	9,080円	13,090円	8,930円	9,020円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。
*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

けがプラン(傷害補償)

保険期間:1年 団体割引:25% 損害率による割引:15%

⚠️ 病気が補償されません。病気の補償は病気けがプラン/病気プランをご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ名 [職種級別:A*1]	個人型				家族型			
	T1	T2	T3	T4	X	Z	Y	YM
加入限度口数	4口	4口	3口	3口	4口	4口	4口	4口
本人の就業中の補償*2	×	○	×	○	○	○	×	×
天災の補償*3	×	×	○	○	×	×	×	×
けが入院	1日あたり 5,000円							
けが手術	入院中の手術: 5万円、入院中以外の手術: 2.5万円							
けが通院	1日あたり 3,000円							
けが死亡・後遺障害	1,100万円	300万円	1,300万円	450万円	1,000万円	500万円	600万円	300万円
月払保険料	1,280円	1,140円	1,600円	1,370円	600円	1,170円	4,340円	2,160円
加入依頼書表示イメージ	病気プラン	介護プラン	けがプラン T1~YM	個賠プラン	携行品	ホールインワン		

※ 家族型(Y・YM・Zタイプ)の保険金額は、本人・配偶者・親族ともに同額です。
 *1 T2、T4タイプの保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、探鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を「ご本人」とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、お問い合わせください。
 *2 ×は、就業中の危険不担保特約セットありです。
 *3 ○は、天災危険補償特約セットありです。

自転車プラン(傷害補償)

保険期間:1年 団体割引:25% 損害率による割引:15%

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ名	男女共通		全年齢共通		加入限度口数	
	個人型	家族型	1口			
けが入院	1日あたり 3,000円					
けが手術	入院中の手術: 3万円、入院中以外の手術: 1.5万円					
けが通院	1日あたり 1,000円					
けが死亡・後遺障害	200万円					
月払保険料(個人賠償責任なし)	200円	+		460円		
対人・対物賠償責任*1 (個人賠償責任)	(タイプ名 KO) 国内: 無制限補償 国外: 1億円補償					
月払保険料(個人賠償責任あり)	320円	+		580円		
加入依頼書表示イメージ	病気プラン	介護プラン	けがプラン J1~J3	個賠プラン KO	携行品	ホールインワン

※ ご家族型タイプ(J3)の保険金額は、本人・配偶者・親族共に同額です。
 *1 個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

介護(一時金)プラン(介護補償)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

新型コロナウイルス
感染症対応

保険期間: 1年 団体割引: 25%
損害率による割引: 15%

介護に関する情報・相談は 詳しくはP16をご覧ください
介護アシストをご利用いただけます!

突然介護が必要な状態になった場合に一時金をお支払します。

- ◆補償の対象は従業員本人とその配偶者の親だけでなく、本人や配偶者、同居のご家族なども対象とすることができます。
- ◆公的介護で介護認定を受けられない場合でも保険金のお支払いが可能な補償(独自基準追加型)タイプです。

個人型 月払保険料 加入限度口数 1口

補償の概要

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

補償の内容

[独自基準追加型(要介護2)]介護補償KG1~KG3タイプなら...

介護補償保険金(一時金) 100万円~300万円

- ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合、または、
- ・東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

「独自基準追加型」について

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう[39歳以下の方]が要介護状態になった場合や、[加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病・ケガ]により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。

要介護度の認定基準について

【ご参考:要介護状態区分】

要介護状態区分	状態像(目安)	軽度	重度
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。	
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持および状態改善が見込まれる状態。	
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。	
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点から著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	

赤枠内が補償の目安です。

東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)	次の1、2のいずれにも該当する状態をいいます。
	1. 下記(1)~(4)のいずれかに合致した場合 (1)歩行ができない (2)寝返りができない (3)入浴その他の複雑な動作等ができない (4)排せつ等日常生活上の一部の行為ができない
	2. 下記(1)、(2)のいずれかのため他人の介護が必要な状態 (1)次の①または②のいずれかに該当する状態 ①衣類の着脱の際に、下記a~dのうちの2つ以上についてできない状態*1 ②衣類の着脱の際に、下記a~dのうちの3つ以上についてできない状態*1または見守りを必要とする状態*2 a. ボタンのかけはずし b. 上衣の着脱 c. スポンまたはハンズ等の着脱 d. 靴下の着脱 (2)認知症により「所定の要介護状態(要介護2)の追加補償」*3に規定する問題行動が2項目以上みられる場合

*1 部分的に介助が必要な場合を含みます。
*2 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。
*3 詳細は、「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度との違い

年齢	公的介護保険(給付対象外)	おまもり王子 介護補償[独自基準追加型]*1
5~39歳		年齢*3・原因*1を問わず対象
40~64歳	特定16疾病*2を原因とする要介護要支援状態のみ(第2号被保険者)	
65歳以上*3	原因を問わず対象(第1号被保険者)	

*1 所定の要介護状態については、所定の要介護状態と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合にお支払いします。
*2 末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する16種類の疾病に限定されています(介護保険法施行令第二条)。16種類の特定疾病については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。
*3 おまもり王子の介護補償は、満5歳以上満84歳以下となります。

加入依頼書表示イメージ

病气プラン	介護プラン	けがプラン	個賠プラン	携行品	ホールインワン
	KG1~KG3				

補償の型	独自基準追加型(要介護2)		
	KG 1	KG 2	KG 3
タイプ名			おすすめ
介護補償保険金額	100万円	200万円	300万円
5歳~9歳	10円	10円	10円
10歳~14歳	10円	10円	10円
15歳~19歳	10円	10円	10円
20歳~24歳	10円	10円	10円
25歳~29歳	10円	10円	10円
30歳~34歳	10円	10円	10円
35歳~39歳	10円	10円	20円
40歳~44歳	10円	20円	30円
45歳~49歳	20円	50円	70円
50歳~54歳	50円	90円	140円
55歳~59歳	100円	200円	290円
60歳~64歳	200円	410円	610円
65歳~69歳	430円	850円	1,280円
70歳~74歳	890円	1,780円	2,670円
75歳~79歳	1,950円	3,900円	5,840円
80歳~84歳	4,490円	8,970円	13,460円

*保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

ゴルフアープラン

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ名	加入限度口数																																														
	1口																																														
	G1	G2	G3	G4	G5																																										
ご自身のけが(傷害補償) 日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」によりけがをされたとき 死亡・後遺障害 入院 ^{*5} (1日あたり) 手術 ^{*3} 通院 ^{*5} (1日あたり)	1,000万円	800万円	600万円	400万円	400万円																																										
	15,000円	12,000円	9,000円	6,000円	6,000円																																										
	入院中：15万円 入院中以外：7.5万円	入院中：12万円 入院中以外：6万円	入院中：9万円 入院中以外：4.5万円	入院中：6万円 入院中以外：3万円	入院中：6万円 入院中以外：3万円																																										
	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	4,000円																																										
ゴルフ用品の損害(携行品)^{*4} 日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ゴルフ用品に生じた次の損害 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。) ②ゴルフクラブの破損、曲損	50万円	20万円	20万円	10万円	10万円																																										
ホールインワン・アルバトロス費用 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担したとき	100万円	50万円	30万円	20万円																																											
月払保険料(個人賠償責任なし)	910円	460円	320円	220円	90円																																										
対人・対物賠償責任(個人賠償責任) 日本国内外を問わず、ご本人 ^{*1} が行うゴルフの練習、競技または指導中に他人(キャディを含みます。)にけが等をさせたり、他人の財物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負ったとき ^{*2}	(タイプ名 G) 国内： 無制限補償 国外： 1億円補償																																														
月払保険料(個人賠償責任あり)	960円	510円	370円	270円	140円																																										
加入依頼書表示イメージ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン名</th> <th>病気プラン</th> <th>介護プラン</th> <th>けがプラン</th> <th>個賠プラン</th> <th>携行品</th> <th>ホールインワン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G1</td> <td></td> <td></td> <td>G1</td> <td>G</td> <td>G1</td> <td>G1</td> </tr> <tr> <td>G2</td> <td></td> <td></td> <td>G2</td> <td>G</td> <td>G2G3</td> <td>G2</td> </tr> <tr> <td>G3</td> <td></td> <td></td> <td>G3</td> <td>G</td> <td>G2G3</td> <td>G3</td> </tr> <tr> <td>G4</td> <td></td> <td></td> <td>G4G5</td> <td>G</td> <td>G4G5</td> <td>G4</td> </tr> <tr> <td>G5</td> <td></td> <td></td> <td>G4G5</td> <td>G</td> <td>G4G5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					プラン名	病気プラン	介護プラン	けがプラン	個賠プラン	携行品	ホールインワン	G1			G1	G	G1	G1	G2			G2	G	G2G3	G2	G3			G3	G	G2G3	G3	G4			G4G5	G	G4G5	G4	G5			G4G5	G	G4G5	
プラン名	病気プラン	介護プラン	けがプラン	個賠プラン	携行品	ホールインワン																																									
G1			G1	G	G1	G1																																									
G2			G2	G	G2G3	G2																																									
G3			G3	G	G2G3	G3																																									
G4			G4G5	G	G4G5	G4																																									
G5			G4G5	G	G4G5																																										

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
 *2 個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
 *3 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 *4 免責金額(自己負担額)は0円です。
 *5 事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してお支払いできません。また、1事故について入院は180日、通院は90日を限度とします。

その他 日常生活の補償

保険期間: 1年 団体割引: 25%
 損害率による割引: 15%

身のまわり品損害

加入限度口数 1口

携行品の破損

旅行先で誤ってカメラを損壊

プレー中 テニス ラケットを誤って損壊

日本国内外を問わず、外出先での保険の対象となる方が所有する携行品の損壊・盗難等偶然な事故による損害を補償します。

タイプ名	H1	H3
携行品損害	保険金額: 10万円 (免責: 5,000円)	保険金額: 30万円 (免責: 5,000円)
月払保険料	70円	170円

ご注意このような場合は補償されません。

- 置き忘れ、紛失
- 単なる汚れやすり傷等機能に支障をきたさない損害
- 被保険者が居住する住宅内で生じた事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波による損害 等

以下のものは補償の対象となりません。

- 株券、手形などの有価証券(小切手は含みません。)
- 携帯電話・ノートパソコン等
- 通帳、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード等
- 設計図、図案・帳簿
- コンタクトレンズ、眼鏡、入歯
- 動物、植物
- 自動車、自転車、ヨット、ボート、ハンドグライダー、サーフボード 等

個人賠償責任

加入限度口数 1口

誤って他人にケガをさせてしまった

日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊す等、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

タイプ名	K0
対人・対物賠償責任(個人賠償責任)	国内： 無制限補償 国外： 1億円補償
月払保険料	120円

ご注意このような場合は補償されません。

- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 地震・噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- 船舶、車両、銃器等の所有、使用などにより生じた事故による損害賠償責任
- 暴行、殴打により生じた事故による損害賠償責任
- 被保険者が居住用にしていない建物に起因する損害賠償責任 等

加入依頼書表示イメージ

病気プラン	介護プラン	けがプラン	個賠プラン	携行品	ホールインワン
			K0	H1~H3	

病気がけがプラン
病気プラン
けがプラン
自転車プラン
介護(時金)プラン
ゴルフアープラン
その他日常生活の補償

新商品への切替をおすすめ致します。

旧販売商品にご加入の方

▲ 新規募集はおこなっておりません。継続加入の場合のみご選択いただけます。



病氣プラン S3			
保険期間：1年、団体割引：25%、損害率による割引：15%			
型	個人型	タイプ名	S3
性別	男性・女性共通	加入限度口数	2口
保険金額(1口あたり)			
疾病入院保険金日額	4,000円 (1入院支払限度日数180日)		

年齢	月払保険料	年齢	月払保険料
1~4歳	160円	45~49歳	380円
5~9歳	160円	50~54歳	520円
10~14歳	160円	55~59歳	720円
15~19歳	170円	60~64歳	1,040円
20~24歳	180円	65~69歳	1,440円
25~29歳	150円	70歳	1,980円
30~34歳	160円	71~74歳	1,980円
35~39歳	200円	75~79歳	2,740円
40~44歳	270円	80歳	4,010円

※手術保険金不担保特約(医療用)がセットされているため、手術保険金・放射線治療保険金は補償されません。
 ※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)*1によって異なります。
 ※補償内容につきましては、「補償の概要等」をご確認ください。

旧1年医療コース(A・B)			
保険期間：1年、団体割引：25%、損害率による割引：15%			
型	個人型	加入限度口数	1口
性別	男性・女性共通		

保険料払込方法
9月給与より毎月引取り

タイプ名	A	B
疾病・傷害入院保険金日額(1日あたり)	5,000円(1入院支払限度日数360日)	5,000円(1入院支払限度日数360日)
疾病・傷害手術保険金額(手術の種類により)	重大手術*1:20万円 上記以外の手術:入院中5万円、入院中以外2.5万円	重大手術*1:20万円 上記以外の手術:入院中5万円、入院中以外2.5万円
放射線治療保険金額	5万円	5万円
退院後通院保険金日額(1日あたり)	3,000円(1入院限度日数90日)	3,000円(1入院限度日数90日)
総合先進医療	保険期間中600万円限度	保険期間中600万円限度
総合先進医療一時金	10万円	10万円
特定疾患保険金額*3	15万円	15万円
成人病入院保険金日額*2(1日あたり)	—	5,000円(1入院限度日数360日)

年齢	月払保険料	月払保険料(従来2口に加入の加入者様)
2~4歳	670円	1,290円
5~9歳	570円	1,080円
10~14歳	540円	1,030円
15~19歳	600円	1,140円
20~24歳	740円	1,440円
25~29歳	780円	1,510円
30~34歳	820円	1,590円
35~39歳	870円	1,680円
40~44歳	980円	1,900円
45~49歳	1,240円	2,420円
50~54歳	1,520円	3,010円
55~59歳	2,060円	4,080円
60~64歳	2,920円	5,790円
65~69歳	3,990円	7,940円
70~74歳	5,630円	11,210円
75~79歳	7,300円	14,530円
80歳	9,210円	18,370円

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
 *2 成人病手術保険金不担保特約がセットされているため、成人病手術保険金および成人病放射線治療保険金は補償されません。
 *3 特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「特定疾患治療研究事業について」の一部改正についてで別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている56疾患となります。56疾患については「補償の概要等」をご確認ください。
 ※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)*1によって異なります。
 ※補償内容につきましては、「補償の概要等」をご確認ください。
 ※従来2口にご加入の加入者様は、タイプ名はA1もしくはB1となります。

年齢	月払保険料	月払保険料(従来2口に加入の加入者様)
2~4歳	670円	1,290円
5~9歳	570円	1,080円
10~14歳	540円	1,030円
15~19歳	600円	1,140円
20~24歳	740円	1,440円
25~29歳	780円	1,510円
30~34歳	820円	1,590円
35~39歳	870円	1,680円
40~44歳	980円	1,900円
45~49歳	1,240円	2,420円
50~54歳	1,520円	3,010円
55~59歳	2,060円	4,080円
60~64歳	2,920円	5,790円
65~69歳	3,990円	7,940円
70~74歳	5,630円	11,210円
75~79歳	7,300円	14,530円
80歳	9,210円	18,370円

年齢	月払保険料	月払保険料(従来2口に加入の加入者様)
2~4歳	680円	1,310円
5~9歳	580円	1,100円
10~14歳	550円	1,050円
15~19歳	610円	1,160円
20~24歳	750円	1,460円
25~29歳	800円	1,540円
30~34歳	850円	1,660円
35~39歳	930円	1,800円
40~44歳	1,080円	2,100円
45~49歳	1,410円	2,760円
50~54歳	1,810円	3,600円
55~59歳	2,550円	5,060円
60~64歳	3,690円	7,330円
65~69歳	5,160円	10,280円
70~74歳	7,360円	14,670円
75~79歳	9,790円	19,500円
80歳	12,850円	25,660円

<保険の対象となる方> 保険の対象となる方は、王子ホールディングス株式会社およびその系列会社*4の役員・従業員およびそのご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟および役員・従業員ご本人と同居されているご親族の方)で、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。ただし、団体契約の始期日時時点の年齢が満2歳以上満80歳以下の方に限ります(更新のみ)。
 *4 対象となる系列会社につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

[「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説]
 (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)*1にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
 a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)、
 b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
 (2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)*。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト 自動セット

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
 ・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
 [ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間:
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 10:00~18:00
 ・税務相談 : 14:00~16:00
 ・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
 ・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
 [ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*3のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*4とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

必ずお読みください

2020年12月

団体総合生活保険の 2021年4月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2021年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

【主な改定点】

(1) 各補償共通の改定内容

補 償	改 定 項 目	概 要
各補償共通	民法(債権法)改正に伴う約款改定	民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告知された年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。

(2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償		
① 傷害補償	② 医療補償	③ 介護補償

変更する補償			改 定 項 目	概 要
①	②	③		
	○	○	約款上の疾病等に関する定義(ICD等)の改定および「がん」の定義の見直し	約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「国際疾病分類-腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。 また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「がん」に含むこととします。
			保険料の改定	直近の保険金のお支払実態等を踏まえ、がん補償の保険料を改定します。

このご案内は、2021年4月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

重要事項説明書について

・重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない(免責)事由」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが重要ですので、加入申込を行う際には、必ず重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申し込みください。

・重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下a.~c. いずれかの方法によりご確認ください。

- QRコードからアクセス先に掲載の重要事項説明書(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)
- 王子製紙保険サービスホームページに掲載の重要事項説明書
- 重要事項説明書の冊子(ご希望の場合は、王子製紙保険サービス(お問い合わせ先は裏面に記載)までご連絡ください。)

重要事項
説明書は
こちらから



退職後のお取扱い

退職後制度
のポイント

Point1
継続に伴う
健康状態の告知は
不要です！

Point2
団体割引率は
ご退職前と
同様！

Point3
退職後も同じ
補償内容で
継続可能！

※再雇用・転籍等により、引き続き王子グループ会社にて保険料の給与控除が可能な方は、そのまま継続出来ます。

- 1) 最寄りの王子製紙保険サービスまで、退職のご連絡をお願いします
 - 2) 弊社より、手続き書類をお送りいたします
 - 3) ご記入後、書類をご返送
 - 4) 満期日(6月25日)までの保険料は、口座振替となります
 - 5) 翌年度満期の前に、ご自宅へご継続のご案内をお送り致します
- ※保険料払込方法は、口座振替となります